

1 処分を受けた税理士

氏 名： 中村 雅晴

登録番号： 第78108号

2 処分の内容

令和3年1月12日から7月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、売上の計上漏れ等によって、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

さらに、被処分者は、自己が代表者であるA社の法人税の確定申告に当たり、雑収入の計上漏れ等及び法定申告期限までに申告をしないことによって、所得金額の申告漏れを生じさせた。